

## 防災協定を締結する建設業者への加点措置に関するQ & A

No.	Q	A
1	加点の対象を防災協定締結企業に限定するのは何故か。協定を締結していなくても、実際に防災活動に貢献した企業は加点すべきではないか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるため、防災協定締結の有無を加点の要件とした。
2	現在資格審査の主観的評価事項で防災活動への貢献状況を加点対象としているが、今回防災協定締結の有無が経審の加点対象となることに伴い、主観的評価事項の見直しを行う必要があるか。	今回の改正は、発注者が防災活動への貢献活動を主観的事項で評価することについて何ら妨げるものではなく、加点措置の継続に影響を及ぼすものではない。
3	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「特殊法人等」の範囲について、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下、「入契法」という。）第2条第1項に規定する特殊法人等」に限定しているのは何故か。	「入契法第2条第1項に規定する特殊法人等」は、国の出資が2分の1以上又は事業運営費の主たる財源を国から得ていること等の要件を満たしており、行政機関に準じると見なされることによる。また、入契法適用対象外の法人は入札制度の透明性が必ずしも確保されておらず、締結する防災協定を一律に経審の加点対象とするのは馴染まないと考えられる。
4	加点対象となる防災協定は、具体的に災害時のどのような活動について定めてある必要があるのか。	災害時に建設業者に求められる役割は地域によってマチマチであると思われるため、防災協定に定める具体的な活動内容についての制限は設けない（建設工事に該当しない活動でもかまわない）。災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば、基本的に加点対象となる。
5	災害時の実際の活動について、有償で行われる場合でも加点対象となるのか。	防災協定を締結する建設業者は、実際に出動しない場合でも体制を整えるなど、大きな負担を伴いながら地域に貢献しており、協定に基づいて行った活動について対価を得たとしても、その社会貢献度は高く評価すべきもの。従って、左記のケースでも加点対象とする。ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合は除く。
6	上記5の回答で、加点対象とならない「防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合」とは、具体的にどのようなケースがあるか。	例えば協定において単価を定めているような場合は、期間委託契約の性質が強く建設業の営業そのものであるため、原則的に加点対象外とする。ただし、事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実費相当であるような場合は加点対象とする。また、協定締結者を入札で決定しているような場合等も加点対象外とする。
7	複数の防災協定を締結する建設業者への加点はどうするのか。	防災協定を締結する建設業者に対しW5項目で一律3点の加点を行うこととし、複数の防災協定を締結している場合でも重複加点は行わない。
8	社団法人等の団体が防災協定を締結する場合の定めがあるが、加点対象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	加点対象となる「団体」の要件について、特に制限は設けない。法人格も必ずしも必要としない。
9	申請者が加入する団体が防災協定を締結している場合の具体的な取扱いはどうすればよいか。	当該団体の会員証や証明書等で申請者が団体の会員であることを確認するとともに、団体の活動計画書や証明書等によって申請者が一定の役割を負っていることが確認できる場合については、加点対象とする。
10	今回の改正により、建設業者や業界団体から防災協定締結の申し出が増加することが予想されるが、どのように対応すべきか。	防災協定の締結については、従来通り、各行政庁が防災対策としての実効性を基準として判断していくべきものであり、今回の改正は防災協定締結の基準そのものに影響を与えるものではない。

No.	Q	A
11	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「地方公共団体」の定義如何。	地方自治法第1条の3で規定する地方公共団体である（特別地方公共団体を含む）。
12	地方公営企業法に基づく地方公営企業と締結した防災協定は加点の対象となるか。	地方公営企業法において、地方公営企業の管理者は「当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する」とされており、地方公営企業が締結した防災協定は、地方自治体が締結の主体であると見なし得ることから、経営事項審査の加点対象となる。
13	協定書は交わしていないものの、地方公共団体からの要請に基づき建設業者が災害時における協力体制を整備しているような場合は、加点対象となるか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるため、書面において協定の締結が確認できない場合は加点対象とならない。 地方公共団体からの要請及びそれに対する建設業者の承諾が書面で行われている場合は、書面から協定の締結を確認できるため、加点対象となり得る（必ずしも「協定書」を交わしている必要はない）。